

# 市有地を売却します

## 一般競争入札

- 申込期間 7月23日(月)～9月21日(金)  
※土・日・祝日を除く
  - 入札日時 10月3日(水)13時30分(13時15分受付)
  - 入札場所 市役所3階 入札室
  - 入札への参加申し込みには、次の書類が必要です。
    - ①市有財産売却一般競争入札参加申込書
    - ②誓約書
    - ③個人の場合 住民票、印鑑登録証明書  
法人の場合 法人登記簿、印鑑登録証明書
- ※①②の書類と「市有財産売却説明書」は市役所4階財政課で配布するほか、市ホームページでダウンロードできます。

## 先着順

- 入札会で落札者がいない場合は、先着順で売却します。
  - 申込期間 11月1日(木)～平成31年3月15日(金)  
※土・日・祝日を除く
  - 申し込みには次の書類が必要です。
    - ①市有財産売却申請書
    - ②誓約書
    - ③個人の場合…住民票、印鑑登録証明書  
法人の場合…法人登記簿、印鑑登録証明書
- ※①②の書類と「市有財産売却要領」は市役所4階財政課で配布するほか、10月15日(月)から市ホームページでダウンロードできます。

## 重要

- 引き渡し時の現状で引き渡します。
- 立木・雑草などの除去、工作物の補修や撤去などは、一切、市では行いません。
- 地下埋設物調査、地盤調査、地質調査は実施していません。

## 市有地等購入奨励金

対象は、自己の住宅を新築するために市有地を購入した個人、または社員寮などを建設するために市有地を購入した法人で、次の(1)～(5)の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1)市が指定した日までに所有権移転登記が完了していること
- (2)市区町村民税や使用料などの滞納がないこと
- (3)田川市に定住することを宣誓すること
- (4)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (5)過去にこの奨励金の交付を受けていないこと

住宅を新築し、定住することを目的として市有地を購入した場合

▶奨励金を支給します。

土地取得額の **10%**

## 市内業者利用奨励金

市内業者とは、本市の住民基本台帳に記載され、かつ、市内に事業所を有する個人事業主または市内に本店・支店を有する法人で、本市の競争入札参加有資格者名簿または小規模修繕契約希望者登録名簿に登録されている業者です。

- ①市有地購入奨励金の交付を受け、
  - ②市内業者により住宅を新築すれば
- ▶奨励金を支給します。

**50**万円

※市有地等購入奨励金、市内業者利用奨励金ともに申込期間内でも、予算額に達し次第受付を終了することがあります。詳しくは問い合わせください。

<b>1</b>	白鳥町2260番14	264.24㎡:約80坪
	<b>4,116,859円</b> [坪51,504円]～ (最低売却価格)	市有地 購入奨励金 <b>41.1万円</b> ～ (最低売却価格で購入した場合)



<b>2</b>	大字楠2200番28	228.17㎡:約69坪
	<b>2,151,643円</b> [坪31,173円]～ (最低売却価格)	市有地 購入奨励金 <b>21.5万円</b> ～ (最低売却価格で購入した場合)



<b>3</b>	大字弓削田485番2	508.98㎡:約154坪
	<b>6,396,860円</b> [坪41,547円]～ (最低売却価格)	市有地 購入奨励金 <b>63.9万円</b> ～ (最低売却価格で購入した場合)

